

## 外部業者から役務を調達するための

### 基本購買条件

2023年10月1日付

#### 1. 発注および受注確認

- 1.1 シーメンス・エナジーの発注後2週間以内にサプライヤーが受注の確認を書面（以下「注文請書」という）で行わない場合、シーメンス・エナジーは、当該発注を取り消すことができる。
- 1.2 発注の変更、修正または追加は、シーメンス・エナジーが書面で受諾した場合に限り、取引条件になるものとする。特に、シーメンス・エナジーがサプライヤーの基本条件に拘束されるのは、それらが本基本購買条件と合致している場合、またはシーメンス・エナジーが書面でそれらに同意する場合に限られる。  
納入品もしくは役務の受け入れ、または代金の支払いは、かかる同意とはみなされない。
- 1.3 サプライヤーが提出した他の文書（仕様書、データシート、技術文書、宣伝材料、受注確認および/または船積書類などが含まれるが、これらに限定されない）における、法的条件、責任、使用の制限、適用の制限および/または適合性の制限に関する規定、またはその他に本基本購買条件の規定を変更する規定は、適用されないものとする。

#### 2. 役務の履行、スタッフの雇用

- 2.1 サプライヤーは、考えられる最大の成果を達成できるよう、細心の注意ならびに最先端の科学および技術をもって役務を履行するものとする。サプライヤーは、シーメンス・エナジーの仕様を組み入れ、役務の変更により成果の向上が考えられる場合は速やかにシーメンス・エナジーに通知するものとする。この場合、第4.3条および第4.4条が適用される。
- 2.2 サプライヤーは、品質管理システム（例えばDIN EN ISO 9001に沿ったもの）を維持するものとする。
- 2.3 サプライヤーは、自ら、または自社の従業員を用いて役務を履行するものとする。サプライヤーは、事前にシーメンス・エナジーの書面による同意を得た場合限り、受注またはその一部を第三者に譲渡または委託することができる。サプライヤーが前記の同意を得ずにこれを行った場合、シーメンス・エナジーは、契約の全部または一部を撤回し、損害賠償の請求をすることができる。シーメンス・エナジーは、サプライヤーおよびその従業員に対し、労働関連または規律上の指示を与える権限を有していない。シーメンス・エナジーの要請がある場合、サプライヤーは、非ドイツ人の従業員に必要とされる雇用許可を提出するものとする。

- 2.4 サプライヤーは、作業および役務を提供するために、ドイツ、EUおよび米国の海外貿易に関する法制に基づく制裁リストに掲載されていない従業員のみを使用するものとする。前記のリストの例としては、米国の取引禁止顧客（DPL）、米国の警告リスト、米国のエンティティリスト、米国の特定指定国民リスト、米国の特定指定テロリストリスト、米国の海外テロ組織リスト、米国の特定指定グローバルテロリストリスト、およびEUのテロリストリストなどがある。
  - 2.5 サプライヤーは、作業スケジュールを自由に組み立て、取り決めることができる。サプライヤーは、受注を適正に遂行するために不可欠であり、事前に書面で合意されている場合に限り、シーメンス・エナジーの施設にて役務を履行することができる。この場合シーメンス・エナジーは、サプライヤーに適切な施設への立ち入りを許可するものとする。
  - 2.6 サプライヤーは自らの責任において、自社の従業員に関する法令上および職務上の要求事項をすべて遵守するものとする。サプライヤーは、特に賃金に関する法令上の要求事項、およびすべての団体協約による賃金の要求事項を達成し、税および社会保障負担を支払う義務を満たし、法令上および業法上の要求事項ならびに職業上の要求事項をすべて満たすものとし、また必要な居住許可および就労許可ならびに/またはEUの就労許可を有する、かつ適正な社会保険および傷害保険に加入する従業員のみを使用するものとする。第三者が関与する場合および/または第三者がさらに第三者を関与させる場合、サプライヤーは、これらの要求事項をそれらの者にも遵守させるものとする。また要請がある場合、サプライヤーは、第三者がこれらの義務を遵守していることを示す書面による証拠をシーメンス・エナジーに提供するものとする。
  - 2.7 サプライヤーは、サプライヤーまたは第三者がこの第2条に基づく義務に違反したことに起因する請求がある場合、シーメンス・エナジーに補償し、シーメンス・エナジーを免責するものとする。シーメンス・エナジーの他の権利は、何ら影響を受けないものとする。特にこの第2条に基づく義務の侵害については、シーメンス・エナジーは重大な違反であることを事由として契約を解除することができる。
- #### 3. ソフトウェアに関連する役務
- サプライヤーがシーメンス・エナジーのためにソフトウェアを開発または変換する場合:
- 3.1 サプライヤーは、関連するすべての付属文書、ソースコードおよびオブジェクトコードをシーメンス・エナジーに提供するものとする；
  - 3.2 シーメンス・エナジーの要請がある場合、サプライヤーは、開発/変換されたソフトウェアの応用の実行を支援し、保守を行うものとする。合意された契約の範囲に前記の支援および保守が該当しない場合、シーメンス・エナジーとサプライヤーは、合理的な報酬にて合意するものとする；

- 3.3 サプライヤーは、例えばOWASPの規格などのセキュアコーディングの規格を含む、ソフトウェア開発の安全かつ最先端手法に従うものとする；
- 3.4 シーメンス・エナジーは、サプライヤーがこの第3条および第22条の規定を遵守していることを確認するため、事由がなくとも、さらにサプライヤーがこれらの規定を完全に遵守していないとシーメンス・エナジーが正当な疑いを持つ場合にも、いずれも合理的な事前の通知を行った上で、サプライヤーの該当する職場を毎年監査する(または監査をさせる)権利を有する。
- 4. 変更要請、追加費用**
- 4.1 シーメンス・エナジーは、下記の変更要請の手順に従い、役務の要求事項その他の契約条件を修正することができる。
- 4.2 シーメンス・エナジーは、変更の要請を書面または電子メールでサプライヤーに通知する(以下「変更要請」という)。
- 4.3 サプライヤーは、変更要請を受領後7営業日以内に、変更要請により、合意された日程、報酬その他の契約条件に(どのような)変更が及ぶかについて書面または電子メールでシーメンス・エナジーに通知し、変更要請を実行するための申し込みを提出するものとする。変更要請の実行により報酬または日程が変わる場合、変更内容は当初の計算基準に基づいて計算するものとする。サプライヤーは、変更要請の実行の要求が過度である場合、申し込みを提出する義務を負わない。
- 4.4 シーメンス・エナジーが申し込みを受諾する場合、変更要請は契約の一部となり、契約は、例えば履行すべき役務、日程および報酬に関して、合意された変更要請を通じて修正および/または補足されるものとする。
- 4.5 シーメンス・エナジーの要求事項その他シーメンス・エナジーに由来する状況により、時間および材料費の増加につながる、ならびに/または合意された納期および/もしくは報酬に影響があるとサプライヤーが判断する場合、または役務の変更が必要もしくは有益だとサプライヤーが考える場合、サプライヤーは、その旨を速やかに書面または電子メールでシーメンス・エナジーに通知するものとする。この場合には第4.3条および第4.4条が適用されるが、ただし申し込みが通知と一緒に提出されなければならない。
- 4.6 追加の費用が払い戻され、追加の報酬が支払われるのは、第4.4条に従って書面で明示的に合意されている場合に限るものとする。サプライヤーは、第4.5条に従って適時かつ適正な通知がなされた場合に限り、納期の日を遅らせる根拠とすることができる。
- 5. 通知義務**
- 明示的な別段の合意がない限り、サプライヤーは、シーメンス・エナジーのために実行される役務の進捗について、常にシーメンス・エナジーに知らせるものとする。
- シーメンス・エナジーの要請がある場合、サプライヤーは、作業および役務の付属文書の閲覧をシーメンス・エナジーに許可するものとする。
- 6. 契約当事者間の協力**
- 6.1 各当事者は、役務の履行に関連する意思決定を得る責任を負う適格な連絡担当者の氏名を相手方に通知するものとする。
- 6.2 シーメンス・エナジーは、シーメンス・エナジーが入手でき、シーメンス・エナジーが役務提供のために必要だと考えるすべてのテキスト、文書、情報およびデータで、サプライヤーが入手できないものを、合意されたデータ形式にてサプライヤーの連絡担当者に提供するものとする。サプライヤーは、前記の情報が不十分であると考えられる場合、その旨ただちにシーメンス・エナジーに通知するものとする。
- 6.3 役務提供のための研修材料をサプライヤーが設計することが合意されている場合は、使用前にシーメンス・エナジーから当該材料の承認を得なければならない。
- 6.4 サプライヤーは、シーメンス・エナジーの明示的な書面による許可がある場合に限り、役務の成果を販促、提供、使用または販売することができる(第13.1条を参照)。
- 7. 納品された役務の検収および瑕疵担保責任**
- 7.1 サプライヤーによる完了後、納品された役務は、受入試験を受けるものとする。受入試験の完了後、納品された役務に瑕疵がないことを条件として、シーメンス・エナジーは、書面その他適切な形式により、納品された役務の検収を宣言するものとする。実質的な瑕疵がある場合は、検収されないものとする。
- 7.2 サプライヤーが履行した役務に瑕疵があることが判明した場合、サプライヤーは、シーメンス・エナジーの判断に従い、合理的な期間内に、かつサプライヤーが費用を負担して、これらの瑕疵を是正するか、または瑕疵のないように役務を再度履行するものとする。サプライヤーが合理的な期限を与えられたにもかかわらず瑕疵は是正または瑕疵のない役務の再履行を行わない場合、シーメンス・エナジーは、契約を撤回する、もしくは報酬から合理的な金額を減額することができ、またはサプライヤーの費用により瑕疵を是正し、もしくは是正させて、履行に相当する損害賠償の請求をすることができる。
- 7.3 重大な瑕疵についての保証期間は3年間であるが、法令によりそれ以上の期間が定められる場合はそれに従うものとする。
- 7.4 権原の瑕疵についての保証期間は5年間であるが、法令によりそれ以上の期間が定められる場合はそれに従うものとする。
- 7.5 以後またはその他の請求および権利は、何ら影響を受けない。
- 8. 旅費**
- 8.1 旅費および宿泊費は、シーメンス・エナジーがサプライヤーまたはその従業員の旅費を支払うことに書面または電子メールで事前に同意している場合に、サプライヤーに払い戻されるものとする。前記の場合、(定額払いおよび距離に応じた支払いの場合を除き)購入料金に含まれる付加価値税の額、および税抜き金額が記載された領収書の写しが提示された場合に限り、下記の通り(正味

の)旅費および宿泊費が払い戻されるものとする。

鉄道	2等車
飛行機	エコノミークラス
移動距離手当	税務当局の指針に従う
宿泊一泊あたり定額	税務当局の指針に従う、 または宿泊費用がこれを上回る場合は、 記載された領収書の写しの提示の上で プロジェクトマネージャー/コーディネーターと協議する

8.2 サプライヤーは、旅程の開始前に、シーメンス・エナジーと詳細(例えば、作業場所、日時、宿泊施設の種類、および鉄道または飛行機の代わりにレンタカーまたは私有車を使用する場合は車のクラスなど)について合意するものとし、問題の緊急性を考慮し最も適合しており費用効果が高い移動方法を選択する。移動時間に対しては、報酬が支払われないものとする。

## 9. 報酬

役務および後述の第13に基づくシーメンス・エナジーに許諾される使用権の報酬として、シーメンス・エナジーは、役務が正確かつ適時に履行された後で、合意された金額をサプライヤーに支払うものとする。

## 10. 請求書

10.1 合意された追加費用(旅費および宿泊費)ならびに適用される付加価値税(役務に付加価値税が課される場合は、請求書において別途記載されるものとする。あらゆる法人所得税および付加価値税を納付するための適正な課税は、サプライヤーの責任である。サプライヤーが履行する役務に付加価値税が課され、サプライヤーがこれを適正に請求している限り、シーメンス・エナジーは、合意された報酬に課される付加価値税を支払う準備がある。サプライヤーが履行する役務についてリバースチャージ制度を用いる場合、サプライヤーは、付加価値税を記載せず、「納税責任は役務の受領者にあり/リバースチャージ」と記入した請求書を発行するものとする。

10.2 請求書には、各品目の発注コードおよび番号を記載するものとする。これらの詳細が示されていない請求書は、支払われない。請求書が複写されている場合は、その旨記されるものとする。時間当たりの報酬が合意されている場合は、シーメンス・エナジーが副署したタイムシートを請求書に添付するものとする。

## 11. 支払

11.1 別段の合意がなされた場合を除き、支払は60日以内に全額支払われるものとする。支払期間は、引渡し又はサービスが完了後すぐに開始するものとし、正確に発行する請求書の受領がなされる。

11.2 サプライヤーが材料試験を行う必要がある限り、試験の記録および品質管理の文書その他の付属文書は、納品または履行が完了するための要求事項の一部であるものとする。瑕疵を理由とする合理的な範囲でシーメンス・エナジーが支払いを相殺または控除する場合にも、割引が認められるものとする。

11.3 支払いによっても、該当する納品または役務が契約に従って提供されたと認められたことにはならない。

## 12. 遅延

12.1 役務が適時に履行されたと決定する要素は、合意された履行の期限が守られたか、または役務が受入試験を受ける場合は、試験に合格しシーメンス・エナジーによる役務の受入試験が完了したかである。

12.2 役務もしくはその一部の履行、または補足的な履行における遅延が見込まれる場合、シーメンス・エナジーにその旨をただちに通知し、シーメンス・エナジーの決定を仰ぐものとする。

12.3 サプライヤーによる役務履行が予定より遅れる場合、シーメンス・エナジーは、最大で発注額の5%に達するまで、遅延1営業日(丸1日でなくとも)あたり発注額の0.3%の遅延損害金を請求する権利を有するものとする。

12.4 遅延が確定的な中間期日(契約による期日)に関してである場合、遅延損害金は、当該期日までに履行される予定であった役務を基準として計算されるものとする。中間期日を超えたことによる遅延損害金は、最終的な完了日を超えたことによる遅延損害金から差し引かれるものとする。

12.5 具体的に確定した日(Fixtermin)に関して遅延が生じた場合、シーメンス・エナジーは、この特定日に関わる当該発注額の5%に相当する遅延損害金を要求する、および/または契約を撤回する権利を有するものとする。

12.6 遅延損害金の支払いによっても、サプライヤーは、納品および役務の義務を免れない。最終支払日以前に権利の留保がなされた場合でも、遅延損害金を請求することができる。12.7 以後またはその他の請求および権利は、何ら影響を受けない。

## 13. 使用権

13.1 どの開発段階にあるかに関わらず、役務の成果(以下「成果物」という)が創出された場合は常に、成果物におけるすべての権利、権原および利益はシーメンス・エナジーが所有するものとする。サプライヤーは、引き渡しまでの間、シーメンス・エナジーのために成果物を安全に保管するものとする。成果物が著作権またはその他の譲渡不可能な権利により保護され、前記の権利が存在することを理由としてシーメンス・エナジーが成果物の所有者になれない限り、サプライヤーはシーメンス・エナジーに対し、元の形式により、およびシーメンス・エナジーが拡張または変更した形で、成果物を変更する、変更させる、使用する、使用させる、公開する、公開させる、頒布する、頒布させる、利用する、または利用させるための、独占的で、世界全域における、譲渡可能な、サブライセンス可能な、かつ非制限的な権利を付与する。

13.2 シーメンス・エナジー、および/またはシーメンス・エナジーと契約関係にある第三者が、成果物を使用するために、サプライヤーが役務履行以前にまたは履行の過程で開発、創出または生成したサプライヤーの方法、工程、管理ツール、コンセプト、アイデアその他のノウハウ(以下「バックグラウンドノウハウ」という)

を必要とする場合、サプライヤーはシーメンス・エナジーに対し、バックグラウンドノウハウを使用または使用させるための、永続的な、非制限的な、世界全域における、無償の、非独占的な、サブライセンス可能な、および譲渡可能な権利を付与する。

- 13.3 特許その他の登録を行うことが可能な発明、アイデアまたは設計が成果物に含まれる場合、シーメンス・エナジーは、自らの裁量により自らの名において、いずれかの国において前記の財産権を出願する、これらの権利を維持する、またはこれらをいつでも放棄する権利を有する。必要な場合、サプライヤーは、シーメンス・エナジーの出願を支援するものとする。サプライヤーは、シーメンス・エナジーによる出願および効率的な権利の利用を妨げるような行動を慎むものとする。前記出願の結果として生じる財産権は、シーメンス・エナジーに帰属する。
- 13.4 サプライヤーは、個々の事例において別段の合意がない限り、成果物に関する著作者としてクレジットされる権利を本契約により放棄する。
- 13.5 サプライヤーは、役務履行の過程で生じた発明またはアイデアが、以後いかなる料金または経費もなくシーメンス・エナジーに譲渡されるようにすることを約束する。
- 13.6 第2.2条に従い役務の提供に関する従業員、フリーランスまたは第三者との契約において、サプライヤーはいつでも、第13.1条および第13.2条に記載されるあらゆる権利をシーメンス・エナジーが独占的に、世界全域において、かつ時間制限その他の制約なしに享受できること、またサプライヤーと従業員、フリーランスまたは第三者との契約が解除されても、前記の権利がその影響を受けないことを確約するものとする。前記の規定は、サプライヤーと従業員、フリーランスまたは第三者との契約が解除された後も有効に存続するものとする。前記が達成されない場合、サプライヤーはシーメンス・エナジーに対し、サプライヤーに責任がない場合を除き、法的防御に関わる合理的な経費などを含め、すべての結果的な損害および支出を賠償するものとし、この点で第三者の請求についてシーメンス・エナジーに補償し、免責するものとする。
- 14. オープンソースソフトウェア**
- 14.1 サプライヤーはシーメンス・エナジーに対し、遅くとも受注確認時まで、納品される製品および役務にオープンソース・コンポーネントが含まれるかを知らせるものとする。本項でいう「オープンソース・コンポーネント」とは、無償でライセンスが許諾され、ユーザーが変更および/または頒布を行う権利を伴う、ソフトウェア、ハードウェアその他の情報をいう（例えばGNU一般公衆ライセンス（GPL）、GNU劣等一般公衆ライセンス（LGPL）またはMITライセンス）。サプライヤーから納品される製品および役務にオープンソース・コンポーネントが含まれる場合、サプライヤーは、適用されるオープンソースのライセンス条件をすべて遵守するものとし、それらの権利をすべてシーメンス・エナジーに許諾して、適用されるライセンス条件をシーメンス・エナジーが遵守するために必要なすべての情報を提供するものとする。特にサプライヤーは、受注確認後速やかに、以下

をシーメンス・エナジーに引き渡さなければならない：

- 使用されるすべてのオープンソース・コンポーネントの一覧で、該当するライセンスとバージョン番号を示しており、完全なライセンステキストの写しを含んでおり、かつ著作権および著作者に言及するもの。前記の一覧は、わかりやすい構造によるものであり、目次を含んでいなければならない；
  - 当該オープンソースの条件により要求される限り、当該オープンソースソフトウェアの完全なソースコードで、生成環境に関するスクリプトおよび情報を含むもの。
- 14.2 サプライヤーは、遅くとも受注確認時まで、に、サプライヤーが使用するオープンソースのライセンスが、シーメンス・エナジーの製品に影響を与える可能性がある「コピーレフト型」の対象であるかを書面でシーメンス・エナジーに通知するものとする。本項でいう「コピーレフト型」とは、オープンソースライセンスの規定により、サプライヤーの特定の製品、およびそこから派生した製品が、オープンソースライセンスの条件に従った上でなければ再頒布ができないことを意味する（例えば、ソースコードを開示した場合のみ頒布できる）。サプライヤーが使用するオープンソースのライセンスが上記「コピーレフト型」の対象である場合、シーメンス・エナジーは、当該情報の受領後2週間以内に発注を取り消す権利を有する。
- 15. 材料、情報の提供**
- 15.1 シーメンス・エナジーから提供される材料および情報は、引き続きシーメンス・エナジーの所有に属しており、サプライヤーは、シーメンス・エナジーの財産であることを表示して保管し、他の材料等と区別して、無償で管理する。これらはシーメンス・エナジーからの注文のためにのみ、使用することができる。単純な過失であってもサプライヤーの責に帰する事由により提供された材料が劣化または毀損した場合、サプライヤーは、それらを交換するものとする。前記の規定は、割り当てられた材料の移転にも適用される。
- 15.2 材料の加工は、シーメンス・エナジーのために行われるものとする。シーメンス・エナジーは、ただちに新たな製品または加工品の所有者になるものとする。法的な理由により前記が不可能な場合、シーメンス・エナジーとサプライヤーは、加工中は常にシーメンス・エナジーを新たな製品の所有者とすることを本契約により合意する。サプライヤーは、追加費用なしに、かつ善良な商人としての注意義務を払い、シーメンス・エナジーのために新たな製品を安全に保管する。
- 16. 文書の解放**
- サプライヤーは、成果物の受入試験もしくは引き渡し後ただちに、または成果物の種類により受入試験もしくは引き渡し不可能である場合には役務の実施後、受注に関係して受領または作成したすべての文書その他のツールおよびそれらの写しを解放するものとする。
- 17. 秘密保持、データ保護**
- 17.1 サプライヤーは、第2.3条に従って役務の提供に関する者を除く第三者に関

して、役務の履行に関係してシーメンス・エナジーから受領した、またはシーメンス・エナジーに関する、知識、発見、文書、業務仕様書、業務プロセスその他の情報、ならびに契約の締結およびその成果の秘密を厳守するものとし、法的手段により公知となるまでは、またはシーメンス・エナジーが個別に書面で移転に同意していない限り、契約期間の終了後も秘密を保持するものとする。サプライヤーは、本契約の履行のために知る必要がある従業員のみ秘密の情報を開示し、当該従業員にも秘密保持の義務を負わせるものとする。サプライヤーは、役務を履行する目的に限り前記の情報を使用するものとする。

17.2 サプライヤーは、役務提供の過程で個人データへのアクセスを認められている場合、個人データおよびデータプライバシーの保護に関連する法令の規定を遵守するものとし、当該規定が遵守されていることをシーメンス・エナジーが常に見ることができるようにするものとする。サプライヤーは、個人データの処理に関わる人員（従業員およびフリーランスを含む）に、秘密保持を確約させるようにするものとする。

17.3 サプライヤーがシーメンス・エナジーの施設において役務を履行する場合、またはシーメンス・エナジーのITシステムにアクセスする場合、この場合にサプライヤーに提供される「シーメンス・エナジー取引先の規則」も適用されるものとする。サプライヤーがシーメンス・エナジーのITシステムにアクセスするためには、シーメンス・エナジーから事前に明示的な同意を得る必要があり、アクセスの具体的な種類はシーメンス・エナジーが決定し、サプライヤーが第三者によるアクセスに関して適用される規則を受諾することが条件である。

17.4 サプライヤーは、第2.3条に沿って役務の提供に関わらせる第三者に、この第17条に相当する義務を負わせるものとする。

## 18. 請求権の譲渡

シーメンス・エナジーの書面による事前の承認がある場合に限り、サプライヤーは、本契約に基づく請求権を譲渡することができる。

## 19. 取消、解除権、解除の結果

19.1 シーメンス・エナジーは、研修の提供を伴う役務の発注について、いかなる経費も発生させることなく、研修開始予定日の14日前までに全部または一部を取り消す権利を有する。前記の期日後に取り消される場合、サプライヤーは、いかなる場合でも取り消された役務の注文額を限度として、当該取消を理由として発生した経費の払い戻しを受ける権利を有する。

19.2 シーメンス・エナジーは、4週間前の月末までに通知することにより、本契約を解除する権利を有する。

19.3 本契約が第19.2条に従って早期に解除される場合、シーメンス・エナジーは、契約解除時まで履行された役務の料金に加えて、解除の結果生じた直接および検証可能な経費を支払うものとする。シーメンス・エナジーは、当該解除を理由としてサプライヤーが遂行または損害を追加的に請求する場合、その責任を負わないものとする。

19.4 正当な事由により契約を解除する権利は、前記の影響を受けない。特にシーメンス・エナジーは、正当な事由により、以下いずれかの場合に契約を解除することができる：

(a) サプライヤーによる納品または役務が遅延し、シーメンス・エナジーから催告を受けた後も2週間を超えて遅延が継続する場合；または

(b) サプライヤーの責に帰する理由により、状況および両当事者の利益を考慮すると、シーメンス・エナジーによる契約の遵守が合理的に期待できない場合。これは特に、サプライヤーの財務状況が実際に悪化し、または悪化している恐れがあり、そのために本契約に基づくサプライヤーの義務の適正な遂行が危ぶまれる場合に適用される可能性がある。

19.5 シーメンス・エナジーは、サプライヤーの資産に関連する支払不能もしくは同様の手続きが申し立てられ、または開始された場合に本契約を解除することができる。

19.6 シーメンス・エナジーにより本契約が解除される場合、シーメンス・エナジーは、合理的な対価を支払うことにより、以後の役務提供に利用できる機器、またはサプライヤーからすでに提供された役務を使用することができる。

20. シーメンス・エナジーサプライヤーのための行動規範、サプライチェーンの安全性

20.1 サプライヤーは、適用される法制度における法令を遵守する義務を負う。特に、積極的にも消極的にも、または直接にも間接的にも、いかなる形であれ汚職、従業員の人権侵害または児童労働に携わらない。さらに、従業員の健康および安全について責任を負い、環境保護に関して適用される法令に従って行動する。いわゆる紛争鉱物の配置を回避し、原料の原産地に関わる透明性を確立するため十分な措置を講じ、また自らの仕入先および前述の第2.3条に従って役務の提供に従事する第三者に対し本行動規範を促進するため最善を尽くす。

20.2 サプライヤーは、WCO SAFE「基準の枠組み」に基づいて国際的に認知された取り組み（例えばAEO（認定事業者）、C-TPAT）の要求事項に従ってサプライチェーンにおける安全性を保証するため、とりわけ以下の安全性に関して、必要な組織上の指示を与え、措置を講じるものとする：施設の安全性、梱包および輸送、ビジネスパートナー、人員および情報。サプライヤーは、シーメンス・エナジーに、またはシーメンス・エナジーが指定した第三者に提供される商品および役務を不正なアクセスおよび操作から保護するものとする。サプライヤーは、信頼できる人員のみを配置するものとし、自らの仕入先にも同様の措置を講じるよう、かつそれらの下請業者に対しても同様の義務を負わせるよう義務付けるものとする。

20.3 サプライヤーが第20条に違反した場合、シーメンス・エナジーは、他に有する権利および救済に加えて、本契約を解除することができる。ただしサプライヤーの契約違反が是正可能であるときは、当該違反が合理的期間内に是正されなかった場合にのみ解除できるものとする。

21. 製品の適合性、製品に関連する環境保護（物質の申告、危険物、職場の健康および安全など）
- 21.1 サプライヤーが製品を納入する場合で、その製品に関連して上市および欧州経済領域への出荷に関して法令による要求事項が適用される場合、またはシーメンス・エナジーがサプライヤーに通知する他の国に関して前記に相当する要求事項がその製品に適用される場合、サプライヤーは、危険が移転する時点において、当該製品がこれらの要求事項を満たしていることを確認しなければならない。さらにサプライヤーは、製品が当該要求事項を満たしていることを証明するために提出する必要があるすべての文書および情報が、要請に応じてただちにシーメンス・エナジーに提供されるようにしなければならない。
- 21.2 サプライヤーが製品を納入する場合で、発注時に適用のある「使用制限および申告される物質リスト」(www.bomcheck.net/suppliers/restricted-and-declarable-substances-list)に定められる物質、または法令により制限されおよび/または情報提出が要求される（例えばREACH、RoHS）物質製品に含まれる場合、サプライヤーは、製品の初回納入日までに、ウェブ上のデータベース「BOMcheck(www.BOMcheck.net)」にて要請される該当する物質を申告し、情報を提供するものとする。使用物質の法令による制限に関して、前記は、サプライヤーもしくはシーメンス・エナジーの登録所在地、またはシーメンス・エナジーが要請した納入の指定地において適用のある法に限り適用されるものとする。
- 21.3 国際的な規制に従って危険物と分類される商品が納入物に含まれる場合、サプライヤーは、いかなる場合も受注確認の日までに、サプライヤーとシーメンス・エナジーとの間で合意された形式によりその旨シーメンス・エナジーに通知する。
- 21.4 サプライヤーは、サプライヤーが雇用する社員の健康および安全に関して、法令によるすべての要求事項を遵守する義務を負う。自社の社員に加えて、納入品および役務の履行に従事する間接的な下請業者の健康および安全も保護されるようにしなければならない。
22. サイバーセキュリティ
- 22.1 サプライヤーは、自らの製品および役務の他、サプライヤーの運営の秘密保持、真正性、整合性および可用性が保たれるよう、組織的および技術的に適切な措置を講じるものとする。前記の措置は業界の優良慣行に沿ったものとし、（該当する範囲で）ISO/IEC 27001またはIEC 62443などの標準に従って適切な情報セキュリティの管理システムを含める。
- 22.2 「サプライヤーの運営」とは、本契約を履行するにあたりサプライヤーが都度使用または処理する、すべての資産、プロセスおよびシステム（情報システムを含む）、データ（顧客データを含む）、社員、ならびに敷地を意味する。
- 22.3 製品または役務にソフトウェア、ファームウェアまたはチップセットが含まれる場合：
- 22.3.1. サプライヤーは、製品および役務における脆弱性、悪意のあるコードおよびセキュリティ上のインシデントを防止、識別、評価および修復するため、業界の優良慣行および（該当する範囲で）ISO/IEC 27001 または IEC 62443などの標準に従って適切な標準、プロセスおよび方法を実施するものとする；
- 22.3.2. サプライヤーは、製品および役務の合理的な耐用年数にわたり、脆弱性を是正するパッチをシーメンス・エナジーに提供するなど、製品および役務を修復、更新、アップグレードおよび保守するため、サポートを継続し、役務を提供するものとする；
- 22.3.3. サプライヤーは、製品に含まれる第三者のソフトウェアコンポーネントをすべて特定した部品表をシーメンス・エナジーに提供する。第三者のソフトウェアは、シーメンス・エナジーへの納入時において最新であるものとする； 22.3.4. サプライヤーは、製品に悪意のあるコードおよび脆弱性がないかをいつでも試験する（または試験をさせる）権利をシーメンス・エナジーに許諾し（ただしシーメンス・エナジーは、前記の試験を行う義務を負わない）、シーメンス・エナジーを適切にサポートするものとする。
- 22.3.5. サプライヤーは、情報セキュリティに関連するすべての点に関して、（営業時間中に連絡可能な）連絡先をシーメンス・エナジーに提供するものとする；
- 22.4 サプライヤーは、サプライヤーの運営、役務および製品において情報セキュリティ上のインシデントが発生し、または発生した疑いがあり、および脆弱性が発見され、シーメンス・エナジーに重大な影響が及ぶ、または及ぶ可能性が高い場合にはその範囲において、速やかにシーメンス・エナジーにすべて報告する。
- 22.5 サプライヤーは、自らの下請業者および仕入先にも合理的な期間内に本条の規定と同様の義務を負わせるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 22.6 シーメンス・エナジーが要請する場合、サプライヤーは、一般に公正妥当と認められる監査報告（例えばSSAE-16 SOC 2 Type II）など、自らが本条を遵守していることを示す書面による証拠を提供するものとする。
23. 輸出管理および外国貿易データ規制
- サプライヤーは、適用される輸出管理、税関および外国貿易規制（以下総称して「外国貿易規制」という）をすべて遵守するものとする。サプライヤーは、注文の受領時から2週間以内に、また変更がある場合は不当な遅滞なく、シーメンス・エナジーが輸出入および再輸出を行う場合に外国貿易規制をすべて遵守するために必要とする情報およびデータを書面でシーメンス・エナジーに通知するものとし、これには下記などが含まれる：
- 米国通商管理リストに基づく規制品目番号（ECCN）を含め、該当するすべての輸出管理リストの品目番号
  - 輸出入統計品目標に基づく統計品目番号およびHS (Harmonized System) コード
  - 原産地（非特惠原産地）；およびシーメンス・エナジーの要請がある場合は、

サプライヤーによる特恵原産地の申告書(欧州のサプライヤーの場合)、または特恵原産地証明(欧州以外のサプライヤーの場合)

#### 24. 留保条項

本契約の履行におけるシーメンス・エナジーの義務は、当該履行が国内および国際的貿易および通関に関する要求事項または禁輸措置もしくはその他の制裁措置から生じるいかなる障害にも妨げられないことを条件とする。

#### 25. 代表顧客としての言及

サプライヤーは、シーメンス・エナジーから事前に書面で承認を得た場合に限り、代表顧客としてシーメンス・エナジーに言及する、および/またはシーメンス・エナジーのために注文を履行する中でサプライヤーが開発した製品もしくはサービスに言及する、および/または受注に係るプレスリリースその他の公式発表を行うことが許可されるものとする。

#### 26. 個人情報

サプライヤーは、本契約を履行するにあたり、別紙④「個人情報保護規定」および個人情報の保護に関する法律その他の関連法規を遵守するものとする。

#### 27. 補足規定

27.1 特定の問題についてこの基本購買条件に規定がない場合は、該当する法令の規定が適用されるものとする。

27.2 サプライヤーは、この基本購買条件の違反、特に第7条、第12条、第13条、第14条、第20条、第21条、第22条および第23条の違反を理由としてシーメンス・エナジーに発生した費用および/または損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、サプライヤーに責任がない違反についてはこの限りではない。

#### 28. 裁判管轄および適用法

28.1 日本の実体法が適用されるものとし、1980年4月11日の国際品売買契約に関する国連条約の規定は排除する。

28.2 関連の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

#### 29. 適用順序

シーメンス・エナジー・サプライヤー間に、本基本購買条件と異なる書面による合意が別途ある場合、当該合意が優先される。



コンプライアンス規定

1. サプライヤー（以下「乙」という）は、別紙②「シーメンス・エナジーへのサプライヤーおよびビジネスパートナーのための行動規範」（以下「行動規範」という）に記されている方針や必要条件を遵守するものとする。
2. シーメンス・エナジー（以下「甲」という）が依頼した場合、乙は、年に一度を上限として、次のいずれかを甲に提供するものとする。
  - (1) 甲指定の書式による自己評価の結果
  - (2) 行動規範の遵守を保証するために乙が行なっている行動、または行うべき行動を記述した報告書であり、かつ甲がこれを承認するもの
3.
  - (1) 甲、甲から正式に委任された代理人、甲が指定し、かつ乙が合理的に受入れ可能とする第三者は、乙の施設内において、乙が行動規範を遵守していることを確認するための調査を実施する権利が付与されるものとする。ただし、かかる調査を行うことは甲の義務ではない。
  - (2) 甲は、あらかじめ乙に対し書面による通知を行った上で、乙の通常の営業時間中に、適用される情報保護法令に従って、調査を実施するものとする。この場合、甲は、乙の業務を妨害し、また乙が第三者との間で締結している秘密保持契約に違反してはならないものとする。
  - (3) 乙は、合理的な範囲内で調査に協力するものとする。
  - (4) 甲および乙は、それぞれ調査に関連して発生した費用を負担しなければならない。
4. 以下の場合、甲は、甲の有する他の権限および救済手段に加え、本契約および本契約に基づいて発行された購買注文を終了することができる。本契約の終了に関し、甲は、一切の責任を負わないものとする。
  - (1) 乙が行動規範に関し重大または反復的な違反をした場合。
  - (2) 第3項に規定される甲の調査の権利を乙が拒否した場合。
  - (3) 甲が乙に対し相当な催告をして、是正のために相当な機会を与えた場合であっても、甲は、その後、何らの責任を負うことなしに、本契約および本契約に基づく注文を終了させることができる。ただし、行動規範で規定する児童就労に関する要求と基本原則の違反の場合、または行動規範の環境保護要件を故意に履行しなかった場合、本催告と是正の規定は適用しないものとする。
  - (4) 第(1)号の重大な違反には、児童就労の事件、汚職・買収や贈収賄、行動規範の環境保護要件の遵守を怠ることが含まれるものとする。

本行動規範は、シーメンス・エナジーの物品および役務のサプライヤーおよびビジネスパートナーに課される基本的な要求事項を定め、その利害関係人および環境に対する責任について規定する。

シーメンス・エナジーのサプライヤーおよびビジネスパートナーは、本書をもって以下のことを表明する。

## 法の遵守

- ・ 適用される法制度における法令および規制を遵守すること。

## 基本的人権および労働慣行

人権侵害を生じさせるものおよび自ら人権侵害に関与することを防止し、国際的に宣言されたすべての人権が尊重されるようにする。女性、児童、移民労働者、または先住民といった弱い立場にある人またはそのような集団に属する人の人権が尊重されるよう、最大の配慮を払うものとする。

### ➤ 強制労働の禁止

- ・ 奴隷的拘束、強制労働および人身売買に関与または貢献しないこと。

### ➤ 児童就労の禁止

- ・ 15歳未満の労働者を雇用しないこと（ILO条約第138号の発展途上国例外条項の対象となる国においては14歳未満の労働者を雇用しないこと）。
- ・ 18歳未満の労働者を、ILO条約第182号に基づく有害危険業務に従事させないこと。

### ➤ 従業員の差別禁止および尊重

- ・ 従業員に対し、その肌の色、人種、国籍、民族、政治的信条、社会的地位、障害、性別、性的自認および指向、婚姻歴、宗教的信条または年齢を問わず平等な機会と待遇を与えること。
- ・ 性的、威圧的、脅迫的、虐待的、搾取的な身ぶり、言葉遣い、身体的接触など、精神的虐待、セクシャルハラスメント、人種差別等、従業員の扱いとして許容できないものを容認しないこと。

### ➤ 従業員の労働時間、賃金、福利厚生

- ・ 法的に認められる限り、従業員が労働組合を結成しまたは加入する権利、および団体交渉に従事する権利を認めること。従業員団体あるいは労働組合の構成員に対して冷遇または優遇しないこと。
- ・ 世界全域において、労働時間に関して適用されるすべての規制を遵守すること。
- ・ 世界全域において、公正な報酬を提供し、賃金および報酬に関して適用されるすべての法を遵守すること。
- ・ 国境を越えて人員が配置される場合、適用されるすべての法的要件、特に最低賃金に関する規制を遵守すること。

➤ 従業員の健康および安全

- ・ 労働の安全および衛生に関して適用法上のおよび国際的な標準に従って行動し、安全な労働条件を提供すること。
- ・ 従業員に教育を行い、健康と安全性の問題についての知識を得ていることを確認すること。
- ・ 合理的な職業上の健康および安全管理システムを確立し、使用すること<sup>1</sup>。

➤ 苦情処理体制

- ・ 本行動規範に対する違反が疑われるときに、従業員が保護の下で報告できる仕組みを利用できるようにすること。

環境の保護

- ・ 環境保護に関し、適用法上の規制および国際的な標準に従って行動すること。環境汚染を最低限に抑制し、環境保護のための継続的改善を行うこと。
- ・ 合理的な環境管理システムを確立すること<sup>1</sup>。

公正な経営慣行

➤ 汚職と贈収賄の禁止

- ・ 方法を問わず、汚職および贈賄を認めず、かつ直接または間接かを問わず関与しないこと。また、公的機関の意思決定に影響を与え、または不適切な優遇措置を得る目的で、民間部門の公的機関関係者または相手方に対して、何らかの利益の提供、受領および約束を行ってはならない。不適切なファシリテーション・ペイメントの提供、受領も行ってはならない。

➤ 公正な競争、独占禁止法および知的財産権

- ・ 国内外の競争法に従って行動すること。また、競合他社との間で、価格操作、市場または顧客の割当、市場分割または入札談合を行わないこと。
- ・ 他者の知的財産権を侵害しないこと。

➤ 利益相反

- ・ 社内および/またはシーメンス・エナジーに対し、取引上の関係に影響が及ぶ可能性があるすべての利益相反を回避および/または開示すること。また利益相反と思われるものを回避すること。

➤ マネーロンダリング、テロリストへの資金供給の禁止

- ・ 直接または間接かを問わず、マネーロンダリングまたはテロリストへの資金供給を幫助しないこと。

➤ データプライバシー

- ・ 個人データの秘密を保持し、責任をもって処理すること。各人のプライバシーを尊重し、個人データが実効的に保護され、適法な目的のみに使用されるようにすること。

➤ 輸出管理および関税

- ・ 輸出管理および関税に関して適用される法令および規制を遵守すること。

#### 鉱物の調達における責任

- ・ 紛争地域や危険地域から産出した原料、および人権侵害、汚職、武装集団の資金源または同様の悪影響を生じさせる者から調達した原料を製品に使用しないよう、合理的な努力をすること。

#### サプライチェーン

- ・ 取引のあるサプライヤーに対し本行動規範の原則を遵守させるよう、合理的な努力をすること。
- ・ サプライヤーの選定およびその取扱いについて公平の原則に従うこと。

[Code of Conduct \(siemens-energy.com\)](https://www.siemens-energy.com)

Export Control clause for Purchase Contracts

輸出管理規制

1. サプライヤー（以下「乙」という）は、本契約に基づき提供するすべての製品・サービスに対して適用される輸出規制・税関、外国貿易規制（以下、総称して「外国貿易規制」という）をすべて遵守し、必要な輸出許可を取得するものとする。ただし、外国貿易規制に基づき、乙以外の第三者またはシーメンス・エナジー（以下「甲」という）が輸出許可の申請を行うことを要求された場合はこの限りではない。
2. 乙は、甲に対し、可能な限り速やかに（遅くとも納品前までに）、製品・サービスの輸出入または再販売を目的とする再輸出を行う国で適用される外国貿易規制を遵守する上で必要とされる情報およびデータを、書面にて通知するものとする

乙が甲に提供しなければならない製品・サービスに関する情報は、以下のとおりとする。

- 米国通商管理リストに基づく規制品目番号(ECCN)  
※製品が米国の輸出管理規制に該当する場合
- 該当するすべてのリスト規制品目番号
- 輸出入統計品目表に基づく統計品目番号および HS コード
- 原産地（非特惠原産地）
- 乙による特惠原産地の申告書（欧州のサプライヤーの場合）または特惠原産地証明（欧州以外のサプライヤーの場合）  
※甲の要請があった場合

3. 製品・サービスの原産地または特性もしくは適用される外国貿易規制に変更が生じた場合、乙は可能な限り速やかに（遅くとも納品前までに）、輸出管理規制に要する情報を更新するものとする。乙はかかる輸出管理規制に要する情報の誤りに起因して甲に生じたすべての費用および損害につき、全責任を負うものとする。
4. 本契約の履行における甲の義務は、当該履行が国内および国際的貿易および通関に関する条件または禁輸措置（もしくはその他の制裁措置）から生じるいかなる障害にも妨げられないことを条件とする。

## 個人情報保護方針

シーメンス・エナジー株式会社（以下、当社）は、個人情報保護法、及び関連法令等を遵守し、お客様を特定できる情報（以下、個人情報）を適正に取り扱うことが企業の重要な社会的責務であるとの認識に基づき、個人情報保護方針を定めております。

### 1. 個人情報の管理体制の確立

当社は、役員及び従業員等に個人情報保護の重要性を認識させるとともに、個人情報を厳格に管理するための体制を確立維持し、これらの継続的な改善に努めます。

### 2. 安全対策の実施

当社は、個人情報の安全性を確保するため、個人情報へのアクセス管理、外部からの不正アクセスの防止等の対策を実施し、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止に努めます。また、当社は、個人情報の漏えい事故等が発生した場合には、事実関係と原因の調査、二次被害の防止策及び再発防止策等を実施し、適切に対応いたします

### 3. 個人情報の取り扱い

#### 1) 個人情報の利用目的

当社の事業活動における個人情報の利用目的は以下の通りです。

- a. 商談及び打ち合わせにおける連絡
- b. 当社との間で締結した契約の履行
- c. 新製品情報の提供や各種催物・セミナー等の案内
- d. 刊行物の送付、電子メール配信サービスの提供
- e. 顧客満足度調査・商品開発・モニター等のアンケート調査の実施及びその結果に関する情報分析
- f. 採用応募者（インターンシップ含む）への連絡及び情報提供
- g. 官公庁への報告及び届出
- h. お問い合わせへの対応
- i. 上記以外で、ご本人様の同意を頂いた目的の範囲内

#### 2) 電話通話録音について

当社では、お電話によるお問い合わせを受けた場合、その内容を正確に把握するために、通話内容を録音することがあります。

#### 3) クッキー（Cookie）の使用について

当社のウェブサイトでは、お客様に最適のサービスを提供するためにクッキー（Cookie）を一部使用して

おります。このクッキー（Cookie）から個人を特定できるような情報を得ることはありません。

#### 4) 個人情報の第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご提供いただいた個人情報を第三者に提供いたしません。

- a. ご本人様の同意を得ている場合
- b. 法令等に基づき開示が認められる場合

#### 5) 個人情報の共同利用

当社は、以下の範囲において個人情報を共同利用いたします。

- a. 共同利用する個人情報の項目  
氏名、所属組織名、役職名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、年齢等
- b. 共同利用する者の範囲  
ドイツのシーメンス・エナジー本社（以下 SE ）及び SE が直接または間接的に 50%超の株式を保有する会社
- b. 共同利用する目的  
「3. 個人情報の取り扱い 1) 個人情報の利用目的」に同じ
- c. 共同利用の管理に責任を有する者  
シーメンス・エナジー株式会社

#### 4. 開示等の請求手続

当社は、個人情報の開示、変更、削除等について、以下の手続を定めます。

##### 1) 請求の方法

所定の請求書様式に必要事項を記載の上、ご本人様確認書類を添付いただき、「5. 個人情報に関するお問い合わせ先」までご郵送にてご請求ください。

##### 2) 所定の請求書様式

- a. 個人情報の開示等請求書
- b. 個人情報の訂正・利用停止等請求書

##### 3) 手数料

- a. 個人情報の開示等：1 件のご請求につき 1,000 円を申し受けます。手数料は請求書のご提出後に、当社がお知らせする銀行口座へお振り込みいただきます。なお、振込手数料はご本人様負担とさせていただきます。
- b. 個人情報の訂正・利用停止等：手数料は発生いたしません。

##### 4) ご本人様確認書類

- a. ご本人様による場合は、運転免許証、健康保険証、パスポート等、ご本人様確認が可能な公的証明書のコピー

- b. 代理人による場合は、ご本人様及び代理人の方のご本人様確認書類、ご本人様の署名捺印済みの委任状及び印鑑証明証

5) 注意事項

法令等によりご回答できない場合でも、手数料の返金はいたしません。

5. 個人情報に関するお問い合わせ先

〒141-8641

東京都品川区上大崎 3-1-1 JR 東急目黒ビル 4F

シーメンス・エナジー株式会社

コンプライアンス&RIC 部

メールアドレス:[sekk\\_ric\\_and\\_compliance.jp@siemens-energy.com](mailto:sekk_ric_and_compliance.jp@siemens-energy.com)

2023年10月1日